

(表)

賦課年度 年度  
通知書番号

年 月 日

樣

静岡県島田市長

印

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産） 更正（賦課）決定通知書  
あなたの固定資産税・都市計画税を次のとおり更正（決定）しましたので通知します。

納税 義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
更正事由		
備考		

## 【お問い合わせ先】

(裏)

(教示文)

- 1 この通知書は、固定資産税・都市計画税の課税対象資産について表面に記載してある理由により更正（賦課）したものです。
- 2 この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求することができます。この更正（賦課）の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでもこの更正（賦課）の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 3 更正後の納税については、別添の納付書により納税してください。  
なお、口座振替を御利用の方については、各納期限に指定の口座から引き落としますので、残高を確認してください。
- 4 還付金（過誤納金）については、指定の口座に、後日、振り込みます。